

超大規模防火対象物等における 自衛消防活動のあり方に関する検討の方向性 (案)

平成30年 6月20日
事務局

実態調査を踏まえた課題への対応事例①

1

- ◆ 防火対象物の面積や階層が超大規模であることによる課題への対応事例は表1のとおり。
- ◆ ほとんどの課題には対応事例があるものの、本部隊の指揮能力等の向上については対応が不十分である。

表1 防火対象物の面積や階層が超大規模であることによる課題への対応事例

課題	対応事例
大規模かつ様々な用途が存するため、建築設備や消防用設備等の監視・操作等が多種多様となり、火災時等の初期対応に支障をきたすおそれがある。	建築設備や消防用設備等を、管理区分ごとに設置(完結)し、管理区分ごとに設けられた防災センターで監視・操作等を行っている。
防災センター勤務員が火災現場(高層階等)へ駆け付けるには時間を要する。	高層棟の中間階にも防災センターを設け、各施設で発生した非常事態の対応拠点とし、また、消防隊の前線基地としても使用することができるようにしている。
極めて多数の在館者を混乱なく避難させるためには、現場付近の状況を正確かつリアルタイムに把握する必要があるが、音声情報ツールだけでは限界がある。	・ ITVカメラによる全館監視を行っている。 ・ 各自衛消防隊員がウェアラブルカメラを装着し、映像により正確に災害情報を防災センターへ送信する体制としている。 ・ 発生場所に駆け付けた本部隊が延焼状況等を確認し、危険度の高い出火階・直上階といったエリアの避難を最優先として、順次、他エリアの避難誘導を行うこととしている。
全館放送に移行するまでの時間に現場確認ができず、非火災であった場合でも全館に火災断定放送が流れて、館内が混乱する。	防火対象物をゾーン(用途)ごとに分けし、全館鳴動の前に各ゾーンに対して鳴動させる方式を採用している。
アナログ無線機では低層階と高層階で交信することができない。	・ 自衛消防隊の無線機をデジタル無線機に更新し、館内に基地局を設け、全館に無線が届くようにしている。 ・ 全館に無線通信補助設備を設置している。
本部隊の指揮能力、状況判断能力等の向上を図る必要がある。	<u>ブラインド型の図上訓練を行うことが有効と考えられるが、そこまでの訓練を行うまでには至っていない。</u>
複数の警備会社がある場合、他社の応援要員に指揮命令ができない。	指揮命令によるのではなく、支援という形で活動している。具体的な支援内容や方法は消防計画で定めているケースのほか、管理区分の相互間で協定等の形式で契約を行っているものもある。また、自衛消防組織の統轄管理者と各警備会社の責任者が毎朝ミーティングを行い、指揮命令体制の確認を行っている。
協議会で全てのテナントが一度に十分な意思疎通を行うには大きな労力が必要である。	・ 防火・防災協議会やテナントの業種別会議等を実施している。 ・ 管理区分ごとに協議会を設置し、その上部に全体協議会を設置している。

- ◆ 防火対象物の収容人員が多数かつ多様であることによる課題への対応事例は表2のとおり。
- ◆ ほとんどの課題には対応事例があるものの、本部隊の指揮能力等の向上については対応が不十分である。

表2 防火対象物の収容人員が多数かつ多様であることによる課題への対応事例

課題	対応事例
不要な混乱を生じさせるおそれがあることから、順次区分鳴動を行うことが必要。	・ 消防用設備等を管理区分ごとに設置し、当該管理区域内に対して放送鳴動を行っている。 ・ 防火対象物の全体に対する全館一斉鳴動は、自動音声ではなく手動で行い、防災センターには放送文例・放送要領のマニュアルを備えて、防災センター勤務員等に対する放送設備の教育訓練を徹底している。 ・ 4段階の火災レベルを設定し、レベルに応じて広域なフロアを複数ブロックに細分化したブロック単位の制御を行う「多段階制御システム」を採用している。
災害弱者の方々に配慮した効果的な避難誘導體制が求められる。	・ 言語翻訳機能をもつ避難誘導機器の導入や、館内のデジタルサイネージに多言語での災害情報の表示を行っている。 ・ 聴覚障害者に対する火災情報伝達手段として、光警報装置を設置している。
高層階にも多数の障害者の方々が在館している場合があり、避難方法を検討しておく必要がある。	・ 同一フロアで2つ以上の防火区画を介している場所や、一時避難エリアなど、水平方向への避難誘導を考慮した訓練を実施している。 ・ 非常用エレベータにより高層階からの障害者の方々の避難に利用できるよう、事業者からの相談に基づき個別対応している消防本部がある。
本部隊の指揮能力、状況判断能力等の向上を図っていく必要がある。	<u>ブラインド型の図上訓練を行うことが有効と考えられるが、そこまでの訓練を行うまでには至っていない。</u>

- ◆ 実態調査により判明した課題への対応のうち、対応事例があるものはその内容を、対応事例がないものは必要な検討を行いその結果をガイドラインに適宜反映することとしてはどうか。
- ◆ 過去の主な検討結果についてもガイドラインに適宜反映することとしてはどうか。

実態調査により判明した課題への対応

過去の主な検討結果

対応事例があるもの

対応事例がないもの
(災害状況を踏まえた的確な指揮、状況判断等を行うための指揮能力、状況判断能力等の向上)

ブラインド型の図上訓練など、訓練方法
や内容の充実強化策の検討

ガイドライン
に適宜反映

ガイドライン
に適宜反映

ガイドライン
に適宜反映

「大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン」等の改訂

図1 検討のフロー図